

令和 8 年度福島県立あさか開成高等学校 外国人生徒等に係る入学者特別枠選抜募集要項

〒963－8018 郡山市桃見台 15－1
TEL 024－932－1714

1 アドミッションポリシー

本校では、次のような生徒を求めています。

- ① 国際科学科の特徴を踏まえ、SDGs や地域社会や海外での学習活動を含めた多様な活動に積極的に取り組む生徒
- ② 自らのよさを生かし、様々な人と力を合わせ、主体的に社会の課題解決について考え行動する生徒
- ③ 学業と両立しながら様々な活動に積極的に取り組み、それらの活動を通して自らを高めようとする生徒

2 募集課程・学科

全日制(単位制)の課程・国際科学科

3 通学区域

県下一円とする。

4 募集定員

若干名

5 出願資格

出願資格を有する者は、次の(1)(2)のいずれかに該当し、かつ(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 8 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
 - ① 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ③ 文部科学大臣の指定した者
 - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件
 - ① 外国人生徒の場合
保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が 6 年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。
ただし、「入国後の在日期間が 6 年以内」とは、原則として、入国した日から

令和8年2月1日現在で6年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和8年2月1日現在、帰国後6年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

6 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請

外国人生徒等に係る特別枠選抜への出願を希望する者は、申請期間内に持参又は送付により申請に必要な書類を本校校長に提出し、出願資格を有することの承認を得る。

申請期間は、令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時までとする。

(1) 申請方法

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

中学校を経由して、本校校長に連絡の上、次の書類を提出する。

提出の際は、必要額の切手を貼付した返信用封筒(定形)を併せて提出する。

ア 外国人生徒等特別枠選抜出願資格申請書(様式20号)

イ 外国人生徒……「入国後の在日期间が6年以内」であることを証明する書類
海外帰国生徒……「帰国後6年以内」であることを証明する書類

ウ その他、本校校長が指示とする書類
(学校教育における9年の課程の修了を証明する書類等)

② 上記①以外の者

上記①に準じ、志願者が直接、申請を行う。

(2) 審査結果の通知

本校校長は、申請書等の内容を審査し、中学校長に連絡の上、送付の記録が残る簡易書留等により、「出願資格審査結果通知書」(様式10号)を中学校長を経由して、志願者に通知する。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者の場合は、直接連絡の上、通知する。

また、審査の結果に関わらず、提出した書類等は返還しない。

(3) 出願資格を有することを承認された志願者は、WEB出願システムに志願者基本情報登録を行う。

(4) やむを得ない事情により、申請期間内に申請資格申請をできなかった者が、出願を希望する場合は、出願受付期間に限り、出願資格申請を受け付ける。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続き等には、福島県立高等学校入学者選抜WEB出願システム(以下「WEB出願システム」という。)を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

(1) 志願者は、WEB出願システムに、氏名や現住所、保護者氏名等の志願者基本情報の登録(以下「志願者基本情報登録」という。)を完了させた後に、出願手続を行う。

(2) 志願者は、出願に当たって、本校の情報(以下、志願者基本情報と併せて「志願情

報」という。)をWEB出願システムに登録する。

なお、県立高等学校入学者選抜においては、志願情報を入学願書として取り扱う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する。

また、調査書の記載が困難な場合は、外国における日本語または英語による最終学校の履修証明書、学習成績証明書で代替することができる。

- ② その他本校校長が必要とする書類

(2) 上記(1)以外の者

- ① 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学省が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

- ② 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、これらの書類は、日本語または英語によるものとする。

- ③ その他本校校長が必要とする書類

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

申請期間は、令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午までとする。

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

中学校承認期間は、令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時までとする。

- ③ 中学校長は、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については、次の「10 調査書提出」に定めるところにより提出する。

出願受付期間は、令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午までとする。

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 本校校長は、記載内容に事実と相違している点が認められたときは、出願の受理を

取り消す場合がある。

10 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

調査書提出期間は、令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時までです。

11 受験票の印刷

- (1) 本校校長は、出願先変更受付期間の終了後、令和8年2月17日(火)午後4時までに、全ての志願者に受験番号を付して、WEB出願システムにより受験票（様式6号）を発行する。
- (2) 志願者は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。
なお、受験票の印刷は中学校において代行することができる。

12 出願の取消

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 出願を取り消す志願者は、中学校長に申し出た後に、WEB出願システムに出願取消の情報を登録し、中学校長に出願取消を申請する。
 - ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて出願取消の情報が正しいことを確認の上、承認する。

※ 志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

出願取消期間は、令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時までとする。
- (2) 上記(1)以外の者
上記(1)に準じて、本校校長に出願取消を申し出た後に、志願者が直接、出願取消の手続を行う。
- (3) 本校校長は、WEB出願システムにより出願取消の情報を確認する。
- (4) 前期選抜の出願を取り消した者は、印刷した受験票を破棄する。
また、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

13 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。
ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
自己申告書提出期間は、令和8年2月16日(月)午前9時から2月18日(水)午後4時

までとする。

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式 8 号）を交付する。

14 選抜方法

中学校長等から提出された調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」（部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容も含む）は点数化しないが、内容について精査する。

(2) 面接

日本語による個人面接を実施する。

面接内容には、日本語の文章を音読し、それについて日本語で問う内容を含む。

面接については、段階評価する。

(3) 作文

日本語による作文を実施する。

あるテーマについて、800 字程度で自分の感想や思いを述べる作文とする。

作文については、段階評価する。

(4) 基礎学力検査

基礎学力検査（数学、英語）を実施する。

基礎学力検査については、点数化し、100 点満点とする。

15 基礎学力検査等の日時及び会場等

- (1) 日時 令和 8 年 3 月 4 日 (水) 午前 9 時～午後 2 時 30 分 (予定)

※ 終了予定時刻は、令和 8 年 2 月 27 日 (金) までに本校の Web サイトに掲載する。

- (2) 日程 午前 8 時 15 分までに本校に集合すること

8:15	8:45	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:30 (予定)
点呼・諸 連絡	休	作文	休	数学	休	英語	昼食	面接	
(30 分)	(15 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(20 分)	(50 分)	(60 分)		

- (3) 会場 福島県立あさか開成高等学校

- (4) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。）

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

16 追検査等の実施

「令和 8 年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」の定めるところにより、当該志願者が欠席した検査等を実施する。

- (1) 追検査等の日時・日程及び会場

- ① 日時 令和 8 年 3 月 10 日 (火) 午前 9 時～午後 2 時 10 分 (予定)

② 日程 午前8時15分までに本校に集合すること

8:15	8:45	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	14:10 (予定)
点呼・諸 連絡	休	作文	休	数学	休	英語	昼食	面接	
(30分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)		

③ 会場 福島県立あさか開成高等学校

※ 追検査等の一部を受験する場合の日程については、在学(出身)中学校長を通して連絡する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接連絡する。

(2) その他

持参物については、「15 基礎学力検査等の日時及び会場等」のとおりとする。

17 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した選抜)の発表を行う。

なお、選抜結果発表期間は、令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時までとする。

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校南校舎昇降口に掲示する。
- (3) 合格者に対して、令和8年3月16日(月)午後1時から午後4時まで合格通知書(様式13号)を本校体育館で交付するので、受験票を持参し来校すること。
- (4) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

18 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者についての取扱い

外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに
出願する。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。

- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和８年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- ① 中学校卒業者及び卒業見込の者
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」を、本校校長に提出する。その際、中学校長は中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
- ② 上記①以外の者
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和８年度福島県立高等学校外国人生徒等に係る特別枠選抜実施要綱」及び「令和８年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。